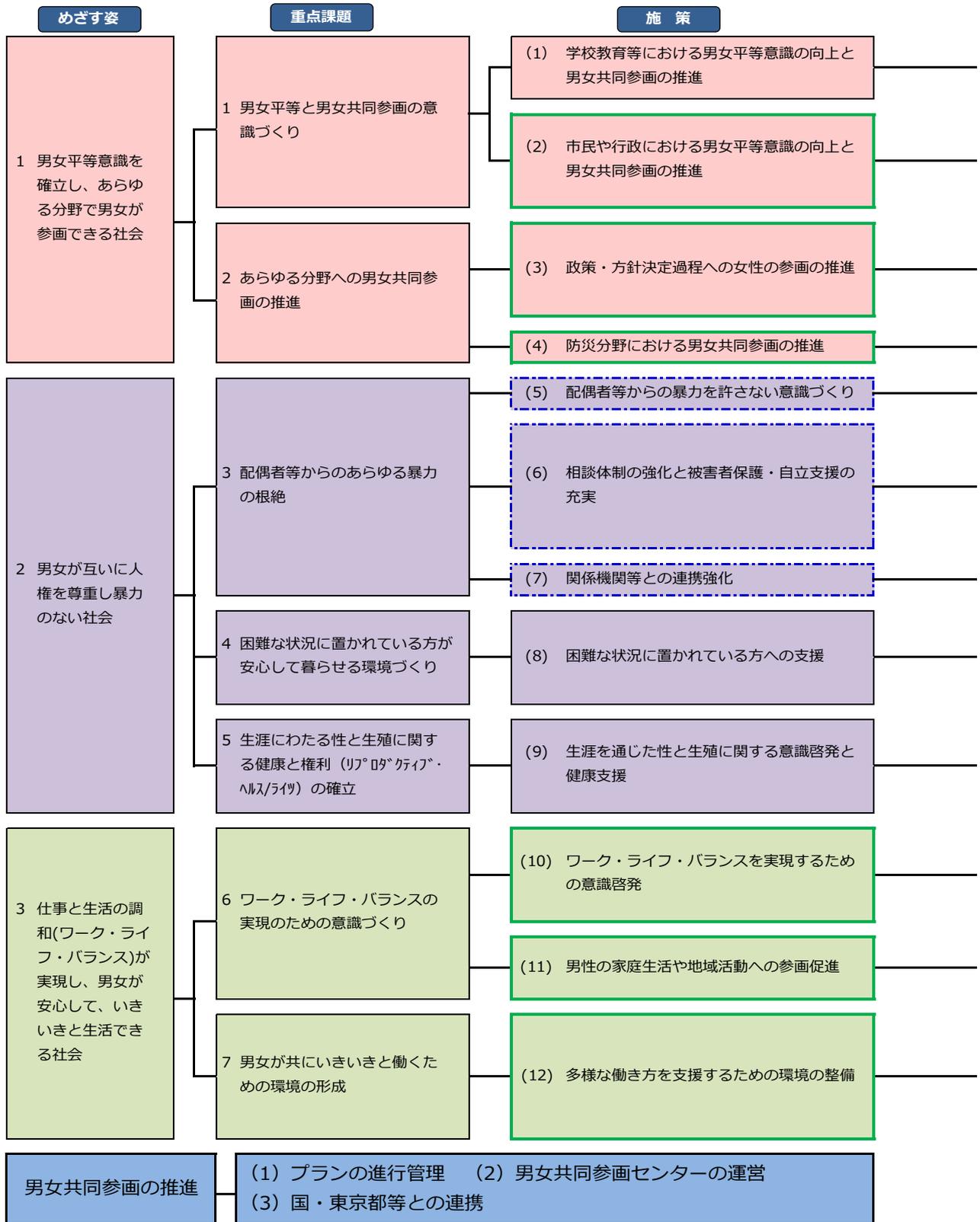


男女が共に生きるまち八王子プラン
(第3次) 2019改訂版

令和5年度(2023年度)
評価報告書(案)

男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改訂版 体系図

●基本目標● 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして



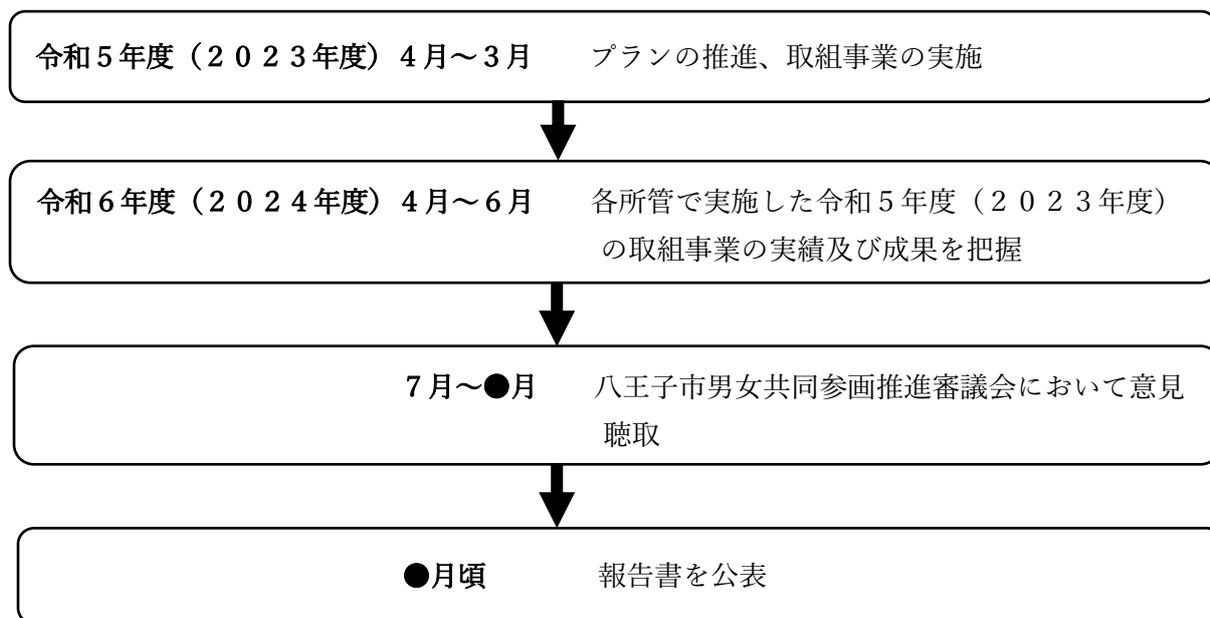
施 策 の 方 向

—	① 幼児期からの男女平等教育の推進
	② 学校教育における男女平等教育の推進
—	③ 男女共同参画推進のための意識啓発
	④ 男女共同参画推進のための情報提供
	⑤ 行政における男女共同参画の推進
—	⑥ 市の附属機関等への女性の参画の推進
	⑦ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進に向けた啓発と情報提供
	⑧ 行政における女性の参画の推進
—	⑨ 男女共同参画の視点に立った災害対策の推進
—	⑩ 配偶者等からの暴力防止のための啓発と情報提供
—	⑪ 相談体制の強化
	⑫ 被害者の安全確保のための支援
	⑬ 被害者の自立支援体制の充実
	⑭ 配偶者暴力相談支援センター機能の検討
—	⑮ 関係機関等との連携による被害者支援の強化
—	⑯ 女性のための相談の実施及び関係機関との連携
	⑰ 性の商品化やセクシュアル・ハラスメント等性暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供
	⑱ 性の多様性を尊重する意識啓発と理解の促進
—	⑲ ライフステージに応じた女性の健康支援の充実
	⑳ 性にかかわる健康と妊娠・出産について小中学生への意識啓発と情報提供
	㉑ 妊娠・出産にかかわる健康についての意識啓発と支援の充実
—	㉒ 市民へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供
	㉓ 事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供
	㉔ 行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進
—	㉕ 男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進
	㉖ 男性の地域活動への参画促進
—	㉗ 子育て支援の充実
	㉘ 介護への支援の充実
	㉙ 出産・子育て、介護等のために離職した女性への就労支援
	㉚ 女性の就業継続やキャリア形成の促進

は、本市における「女性活躍推進計画」とする。

は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とする。

評価の流れ



指標及び参考数値に対する評価の見方

評価	評価の基準
A	良好に進捗している
B	概ね進捗している
C	あまり進捗していない
D	まったく進捗していない

評価

めざす姿 1	男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	取組事業数
		20件

男女平等の意識づくりをすすめ、性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野に男女が参画できる社会をめざします。

重点課題 1 男女平等と男女共同参画の意識づくり						
指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 5 年度)	目標値	評価
1	学校教育の場において「男女平等である」と思う人の割合	66.7%	66.8%	53.8% (※1)	80%	C
2	性別による固定的な役割分担に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	47.6%	55.1%	75.7% (※2)	70%	B

※1 「八王子未来デザイン2040」の運用に関する市民アンケート調査

※2 LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査

■ 計画改定時の課題

これまで「人がひととして尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて、さまざまな制度や環境の整備が進められてきた。性別による固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるが、未だ根強く残っている。

男女共同参画社会実現に向けた取組の推進にあたっては、幼児期から性別にかかわらず互いを尊重することの大切さを伝えることが重要である。また、市民に最も身近な基礎自治体である市町村が率先して男女共同参画を推進する必要がある。

共働き世帯が増加する中、性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事や家事、育児など、これまで以上にさまざまな分野で、男性と女性が協力し合うことが必要になっている。

■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

重点課題1 男女平等と男女共同参画の意識づくり
取組1 幼稚園、保育所、児童館、学童保育所等職員の男女共同参画についての意識づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園職員への男女共同参画の意識啓発と理解促進を実施。 ・「性差への先入観による観念や役割分業意識を植え付けないように保育の中で配慮する。」ことを公立保育園の自己評価項目に設定し評価。（子どもの教育・保育推進課） ・子ども・若者育成支援センター職員への男女共同参画意識を啓発。（青少年若者課）
取組2 教職員の男女共同参画についての意識づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・各種職層研修で男女共同参画の重要性を継続的に指導（人権の尊重、男女の平等など、相互理解・協力についての指導の充実を目指した研修の実施、男女共同参画の理念、ジェンダー（社会的性差）の定義や規定の研修の実施、指導・助言の実施）。（教育指導課）
取組3 男女共同参画の視点に立った学校教育の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育のあらゆる場で男女共同参画の視点に立った指導を実施し、知識に基づき行動できる児童・生徒を育成。 ・東京都教育委員会作成の『人権教育プログラム（学校教育編）』等を活用し、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図り、自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進。（教育指導課）
取組4 男女共同参画の視点に立った講座等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・学園都市大学「いちよう塾」の開講にあたり、大学コンソーシアム八王子加盟大学等へ男女共同参画の理解が深まる講座の提供を依頼。 ・男女共同参画に取り組みとして、託児サービス付き講座を実施。（学園都市文化課） ・出前講座「男女共同参画入門」ほか13講座を開催。 ・クリエイトホールを利用した学習活動のための託児を実施。（男女共同参画課） ・男女共同参画の視点に立った3講座、「働く男女が講座等に参加しやすい環境として」夜間、土日曜日、休日に講座を開催。（学習支援課）
取組5 男女共同参画に関する情報の収集と提供
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間にあわせてパネル展や図書展示等を実施。 ・男女共同参画に関する情報をホームページや広報に掲載、男女共同参画情報紙「ばれっと」を全戸配布。 ・男女共同参画センター内に女性情報紙や他市の事業計画などの資料を配架。（男女共同参画課） ・意識醸成のため、男女共同参画関連の蔵書を充実。 ・男女共同参画週間にあわせ関連図書の展示・貸出を実施し意識を啓発。（図書館課）
取組6 職員研修の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・管理職対象に「管理職に求められる男女共同参画の視点～アンコンシャス・バイアスとは～」、職員対象にeラーニング他3講座を実施。（男女共同参画課） ・東京都市町村職員研修所主催の「男女共同参画研修」に職員を派遣。（職員課）
取組7 職員に向けた情報提供の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修「男女共同参画基礎研修」他4講座と新規採用職員研修で「男女共同参画基礎研修」を実施。（男女共同参画課）
取組8 性別によらない職務分担等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・全所管対象に性別によらない職務分担等の推進を呼びかけし、全ての職場において実施。

■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

■ 今後の方向性

重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 5 年度)	目標値	評価
3	市が設置する附属機関等における女性の割合	28.1%	33.8%	32.9% (※)	50%	C
4	市の女性管理職の割合	—	13.0% 平成 30 年 4 月	13.3% (※) 令和 6 年 4 月	30%	C
参考数値		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 5 年度)		
小中学校の女性管理職の割合(校長及び副校長)		12.4%	16.2%	17.8% (※)		
町会・自治会長への女性の参画率(会長)		10.1% 平成 24 年 6 月	8.7% 平成 29 年 6 月	10.2% (※) 令和 5 年 6 月		

※ 男女共同参画課調べ

■ 計画改定時の課題

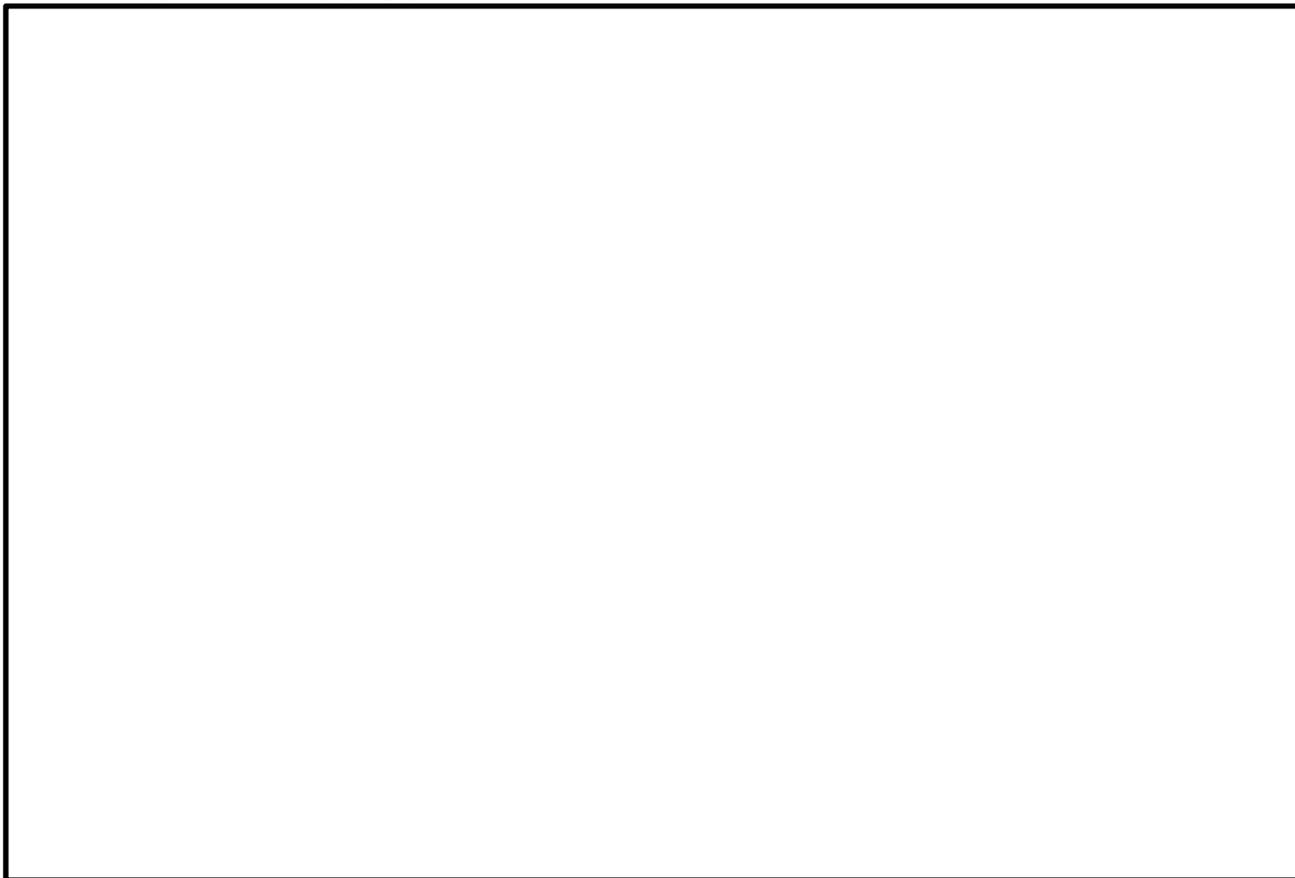
男女共同参画を進めるためには、意識の変革とともにあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画することが重要である。しかし、さまざまな分野で活躍する女性が増加しているものの、その分野には偏りが見られ、特に、政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況である。このような中、平成 27 年に「女性活躍推進法」が施行され、働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる環境の整備が求められている。それに加え、職業生活にとどまらず、「職場・家庭・地域などあらゆる場」における女性の活躍が必要とされている。

また、過去の災害においては、救援物資の配分や避難所運営等で、男女共同参画の視点が不十分であることから、男女のニーズの違いに応じた対応ができないという多くの問題が発生している。このような問題を改善していくためには、防災や復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れていくことが重要である。

■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進	
取組9	附属機関等への女性の登用推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員等改選にあたっての事前協議において、女性の参画率が50%未満の所管に女性登用に向け関係機関等への働きかけを依頼。 (男女共同参画課) ・附属機関等における公募市民に市民委員等公募制度の候補者から10名(男性2名、女性8名)が就任・参加。 (広聴課)
取組10	市民に対する女性の参画の推進のための意識啓発と情報提供
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター内に女性情報紙や他市の情報紙などの資料を配架。 ・近隣市町村が開催する女性参画関連講座をホームページで周知。 ・市内の企業関係者(主に経営者層)、市民対象に、企業における女性登用をテーマに講演会を開催。 (男女共同参画課)
取組11	女性管理職登用促進のための意識啓発と人材育成
	<ul style="list-style-type: none"> ・性別によらない職務分担などの推進に向け、全所管に取組の一覧表を周知。 ・職員対象に男女共同参画基礎のeラーニング研修を実施。 (男女共同参画課) ・主任職員対象にキャリアデザイン研修を実施。 ・市職員採用説明会に女性職員を派遣。 (職員課)
取組12	災害対策に関する男女共同参画の意識啓発
	<ul style="list-style-type: none"> ・都内近隣市町村が開催する「体験型防災講座」をホームページで周知。 (男女共同参画課) ・出前講座(「災害に備えて安全対策を」、「総合防災ガイドブックセミナー」)を実施。 ・女性の視点を盛り込んだ総合防災ガイドブック、女性の発想を活かした防災ノウハウを掲載した「東京くらし防災」(東京都発行)を配布。 (防災課)
取組13	男女共同参画の視点に立った避難所運営マニュアルに基づいた訓練等の実施及び備蓄の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの設営など避難所開設・運営に関する防災訓練等を実施。 ・プライベート空間を配慮した簡易更衣室等の災害用備蓄物資の備蓄、女性等の視点に配慮した防災対策を強化。 (防災課)

■ 男女共同参画推進審議会委員の意見



■ 今後の方向性



めざす姿 2	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	取組事業数
		57 件

配偶者等からの暴力をはじめとしたすべての暴力は重大な人権侵害であり決して許されるものではないという認識を深め、男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会をめざします。

重点課題 3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶						
指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 5 年度)	目標値	評価
5	配偶者等から何度も暴力を受けたことがある人の割合	20.9%	21.2%	10.8% (※1)	0%	B
6	配偶者等から一、二度暴力を受けたことがある人の割合	30.4%	28.8%	9.3% (※1)	0%	B
参考数値		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 5 年度)		
市職員のDVに関する研修への参加者数 (被害者への二次加害防止)		47 人	76 人	20 人 (※2)		
女性のための相談件数 (男女共同参画センター)		2,202 件	2,662 件	2,345 件 (※2)		

※1 LINE により実施した男女共同参画に関するアンケート調査

※2 男女共同参画課調べ

■ 計画改定時の課題

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。DV等の暴力は、女性が被害者となることが多く、この背景には性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、その意識が社会の仕組みに深く入り込んでいることや、配偶者等からの暴力を容認しがちな社会風土などがあると考えられる。法の整備により、DVについての認知は一定程度進んだが、配偶者等からの暴力は、依然として大きな問題である。また、被害が深刻化するケースや男性の被害も増えている。さらに、近年、高校生や大学生などにおけるデートDVが問題となっている。若年層への情報提供と意識啓発によるデートDVの防止、暴力の根絶に向けた一層の意識啓発、関係機関の連携による被害者保護と支援の強化が求められている。

■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

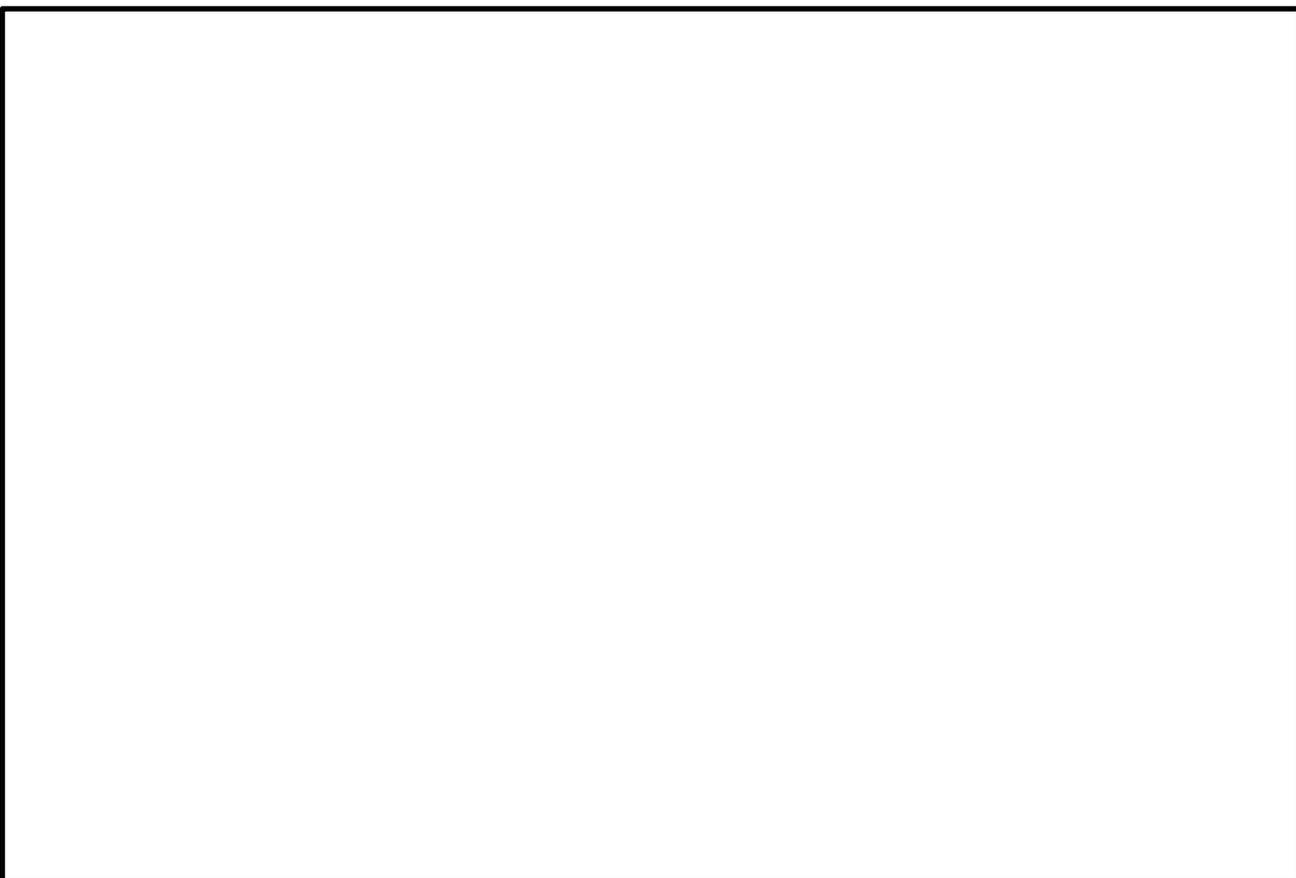
重点課題3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	
取組14 DVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間にパネル展、図書館と連携した関連図書展示、各種媒体を利用した広報活動、DV被害者への支援物資の提供を実施。 ・大学生等へのDVを防止に向けた普及啓発を実施。 ・DVに関する相談、性犯罪・性暴力被害者に向けた相談窓口等の情報や東京都や近隣市町村が開催するDV関連の講演会をホームページで周知。（男女共同参画課）
取組15 デートDVを防止するための意識啓発と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学コンソーシアム八王子」発行の新生向け情報誌「BIG WEST2023」に、デートDVに関する記事を掲載。（学園都市文化課） ・大学生等へのDV、デートDV防止に向けた普及啓発を実施。 ・高校生・大学生向けにデートDVに関するパンフレット等を配布。 ・東京都等が開催するWeb研修等に男女共同参画センター相談業務担当職員が参加。 ・「若年層の性暴力被害予防月間」の情報やデートDV防止啓発冊子（デジタル版）をホームページで周知。（男女共同参画課）
取組16 関係所管職員の理解を深めるための研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者をサポートする窓口職員や関連職場の職員への研修を実施。（男女共同参画課）
取組17 被害者の早期発見と支援のための相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための総合相談、専門相談を実施。 ・女性相談に関し、クリエイトホール内やイベント開催時等で周知。 ・被害者の早期発見に向けた出張相談を開催。（男女共同参画課） ・人権相談、特設人権相談において、性別にかかわらず相談者の視点に立った対応を実施し、必要に応じ関係機関を紹介。（総務課） ・高齢者虐待防止研修を実施。（高齢者福祉課） ・委託相談事業所と連携し相談体制を整備し、DVや虐待の防止と支援を実施。（障害者福祉課） ・電話・面接相談を通じて状況に応じた助言や情報提供を実施。 ・警察、東京都女性相談センター等と連携した緊急一時保護の実施。 ・相談員の能力向上に向け、東京都や婦人連絡会による研修への参加（生活自立支援課） ・電話相談や家庭訪問などの保健事業を通し、DVが疑われる場合には関係機関による支援を実施。（大横・東浅川・南大沢保健福祉センター） ・専門医による精神保健福祉相談、保健師による精神保健福祉相談を実施。（保健対策課） ・子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関として、支援対象児童等についての情報共有や支援を実施。（子ども家庭支援センター） ・母子・父子自立支援員による相談において、DVの悩み等に関する助言や情報提供を行うとともに婦人相談員へ繋いだ。（子育て支援課） ・総合教育相談室における配偶者暴力がある相談ケースでは、心のケア、対応の助言、関係機関と連携した支援を実施。 ・相談員対象に、スーパーバイザーによる事例検討会や医師等による事例検討会を実施。（教育指導課）
取組18 被害者の安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ショートステイ事業や緊急一時保護事業を実施。 ・高齢者虐待防止研修を実施。（高齢者福祉課） ・被虐待者の安全確保のための一時保護を実施。（障害者福祉課） ・警察等の関係機関と連携した緊急一時保護の実施。 ・住民基本台帳支援措置（閲覧等制限）や同伴児童の転校手続きを支援。（生活自立支援課）
取組19 民間シェルターへの運営支援による被害者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者緊急一時保護事業を実施。 ・DV被害者等への物資提供を全所管に呼びかけ。（男女共同参画課）
取組20 外国人被害者のための通訳等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「在住外国人のためのサポートデスク」におけるDV相談の実施。 ・DV被害者相談における「語学ボランティア」等の派遣やテレビ電話通訳の活用。

<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関する内容を外国人向け情報誌へ掲載。 ・男女共同参画センターの相談案内パンフレットの翻訳版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、タイ語、タガログ語）を作成、配架。 <p style="text-align: right;">（多文化共生推進課）（男女共同参画課）</p>
<p>取組 2 1 住民基本台帳事務における支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出や他市からの通知に基づき支援措置を実施。 ・警察、関係機関との情報交換と連携。 <p style="text-align: right;">（市民課）</p>
<p>取組 2 2 児童・生徒の安全確保と就学に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録が行えないDV 被害者への就学手続きを支援。 ・関係機関の紹介や就学援助制度の案内を実施。 <p style="text-align: right;">（学務課）</p>
<p>取組 2 3 被害者の就労等における支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害者への相談窓口等の情報をホームページで周知。 ・東京しごと財団、八王子公共職業安定所と共催し、再就職支援セミナーを開催。 <p style="text-align: right;">（男女共同参画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援員等によるDV 被害者の自立に向けた面談を実施。 ・関係機関と連携し自立支援を実施。 ・避難先相談機関と早期就労に向け支援方針を共有。 ・ひとり親家庭の親への就業相談、就労生活相談窓口での就業支援を実施。 <p style="text-align: right;">（生活自立支援課） （子育て支援課）</p>
<p>取組 2 4 被害者の子育てに関する手当支給の手続きに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺棄、DV 保護命令による児童扶養手当の支給。 <p style="text-align: right;">（子育て支援課）</p>
<p>取組 2 5 被害者の国民健康保険加入等の手続きに対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整や情報提供による支援の実施。 <p style="text-align: right;">（保険年金課）</p>
<p>取組 2 6 被害者の住宅に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係所管との連携、情報共有を図り、DV 被害者に住宅に係る支援制度を説明。 <p style="text-align: right;">（住宅政策課）</p>
<p>取組 2 7 保育所、学童保育所等の入所に関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係所管・機関と連携し、保育施設への入所手続相談において適切な判断ができるよう助言。 ・DV 被害者の自立や生活の安定に向け、学童保育所入所に関し支援を実施。 <p style="text-align: right;">（保育幼稚園課） （放課後児童支援課）</p>
<p>取組 2 8 配偶者暴力相談支援センター機能の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV 被害者支援関係機関担当者会において、具体的な支援内容を情報共有。 ・DV 相談の情報を必要に応じ関係所管へ提供・連携することで、DV 被害者の事情に合わせた対応を実施。 <p style="text-align: right;">（男女共同参画課）</p>
<p>取組 2 9 警察・女性相談支援センター等関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV 被害者支援連絡会を実施。 <p style="text-align: right;">（男女共同参画課）</p>
<p>取組 3 0 DV 被害者支援を行う民間団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV 被害者支援団体への活動場所の提供、活動内容の周知。 <p style="text-align: right;">（男女共同参画課）</p>

■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the input of opinions from the members of the Gender Equality Promotion Council.

■ 今後の方向性

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the input of future directions.

重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり

指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 5 年度)	目標値	評価
7	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合	8.0%	7.7%	36.0% (※)	0%	C

※ LINE により実施した男女共同参画に関するアンケート調査

■ 計画改定時の課題

男女が互いに人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境をつくることは、男女共同参画社会を実現していく上で必要不可欠なことである。しかし、近年では、性の商品化の問題、セクシュアル・ハラスメント等に加え、「アダルトビデオ出演強要問題」や「JK ビジネス問題」など若年層を対象とした性暴力は多様化している実態があり、人権を侵害する深刻な社会問題となっている。また、社会や経済の急速な変化による非正規雇用やひとり親世帯の増加など、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人の増加が見られる。さらに、性的指向や性自認などによる性に関する偏見や差別により、困難な状況に置かれている人がいる。

さまざまな理由から困難な状況に置かれている人が安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえて取組を進めていく必要がある。

■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり	
取組3-1	女性のための相談の実施及び関係機関との連携
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための総合相談、専門相談を実施。（男女共同参画課） ・生活困窮、生きづらさを抱えた女性への早期相談窓口を設置。 ・困難を抱えた女性が安心して生活できる地域づくりに向け、関係機関・団体等と連携。（生活自立支援課） ・就業・家計専門員による家計相談、弁護士による養育費等の法律相談を開催。（子育て支援課）
取組3-2	性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力防止に関する情報を男女共同参画センター内に配架。 ・「アダルトビデオ出演強要」「JKビジネス」「性暴力・性犯罪」に関する被害事例や相談窓口等の情報をホームページで周知。 ・「大学コンソーシアム八王子」発行の情報誌「BIG WEST」にデートDV予防啓発文を掲載。 ・「若年層の性暴力被害予防月間」の情報をホームページで周知。（男女共同参画課） ・SNS利用の注意喚起を含むリーフレットを作成し、学校や関係団体に配布。 ・青少年育成指導員による夜間巡回を実施。（青少年若者課）
取組3-3	性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発
	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の性暴力被害予防月間に「アダルトビデオ出演強要」「JKビジネス」等の問題、SNSを起因とする性被害などに関する情報をホームページ、SNSで提供、男女共同参画センターや若者総合相談センターで啓発ポスターを掲示。（男女共同参画課）
取組3-4	セクシュアル・ハラスメント等防止についての意識啓発と情報提供
	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントの情報を男女共同参画センター内に配架。 ・東京都が開催する「ハラスメント発生時に企業がとるべき対応と再発防止策」をホームページで周知。（男女共同参画課） ・全職員対象にハラスメント防止eラーニング研修、管理職対象にハラスメント防止研修を実施。 ・厚生労働省が定める「職場のハラスメント撲滅月間（12月）」にあわせ、周知・啓発等を実施。 ・新規採用職員に相談方法やハラスメント研修内容を周知。（安全衛生管理課）
取組3-5	性的指向・性自認についての調査・研究
	<ul style="list-style-type: none"> ・国・都・他自治体の動向を注視しながらの調査・研究、現状把握。（総務課）
取組3-6	性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供
	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBT電話相談の実施、チラシの配架。 ・性的マイノリティへの理解を深めるための職員研修を実施。 ・東京都が開催するセミナーをホームページで周知。 ・「大学コンソーシアム」発行の情報誌「BIG WEST」に、LGBT電話相談を掲載。（男女共同参画課） ・フラワーフェスティバル由木、いちよう祭り、窓口での啓発チラシ等を配布した。（総務課）

■ 男女共同参画推進審議会委員の意見



■ 今後の方向性



重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立

指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 5 年度)	目標値	評価
8	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度	2.6%	2.6%	19.5% (※1)	10%	B
9	乳がん検診の受診率	30.2% (※2)	48.1% (※3)	46.4% (※4)	50%以上	B
10	子宮頸がん検診の受診率	35.0% (※2)	40.7% (※3)	38.6% (※4)	50%以上	B

※1 LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査

※2 平成 22 年度八王子市がん予防・がん検診に関する調査（40 歳～69 歳のデータを分析）

※3 平成 28 年度八王子市がん予防・がん検診に関する調査（40 歳～69 歳のデータを分析）

※4 令和 5 年度八王子市がん予防・がん検診に関する調査（40 歳～69 歳のデータを分析）

■ 計画改定時の課題

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、女性自身が自らの身体と健康に関する正しい知識を持ち、カップルや個人が子どもを産むかどうか、産むとしたらいつ、何人産むのかといった、性と生殖について自己決定する権利を持つというものであり、妊娠・出産を含む性の問題を女性の人権にかかわる問題としてとらえる考え方である。女性が自らの性に対して主体的な生き方を選ぶことができる社会が求められている中、女性は思春期から妊娠・出産期など生涯を通じて男性とは異なる特有の生理的機能を有しており、ライフステージにあわせた女性の健康づくりへの支援が必要となる。

■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

<p>重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立</p>
<p>取組37 女性の健康づくりに関する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都開催の「働く女性のメンタルヘルス講演会」をホームページで周知。（男女共同参画課） ・健康フェスタ・食育フェスタを通じた普及啓発。 ・女性特有の疾病に関しホームページで情報発信。 ・市内大学で女性の健康づくりに関する啓発物資の展示やカラダ測定会を通じた普及啓発、若い世代に向けた女性特有の疾病についての普及啓発と情報発信。 ・両中核病院と連携し、がん患者支援のイベントを実施（保健総務課） ・がん検診無料クーポン券、受診勧奨・再勧奨通知を送付。 ・両中核病院と共催し「働き世代の自分や家族が今備えておきたいがんの正しい知識」に関する講演会を実施。 ・両中核病院のがん相談支援センターによる個別相談会、市内大学によるアピアランス相談やウィッグの説明等の実施。（成人健診課） ・妊娠期の教育（パパママクラスほか）の際に、母（及びパートナー）の健診の必要性や生活習慣の改善等を説明。 ・産婦健康診査費用助成事業を開始し、産後間もない産婦への診察やメンタルヘルスアンケートにより必要な産婦を早期支援。 ・あかちゃん訪問時に産後うつ病質問票を導入し、産婦への心理面での支援を強化。 ・乳幼児健診において、健康に過ごせるよう特定健診、がん検診を推奨。 ・女性の健康相談を開催。（大横・東浅川・南大沢保健福祉センター）
<p>取組38 性の健康づくりに関する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診無料クーポン券の送付やがん検診の受診勧奨・再勧奨を通知。（成人健診課） ・特定不妊治療費助成を実施。 ・エイズ・ピア・エデュケーターとともに、駅前や大学構内で HIV・性感染症予防のパンフレット・コンドームの配布を通じた普及啓発。 ・HIV・性感染症検査の無料検査、相談を実施。（保健対策課）
<p>取組39 学習指導要領に基づいた適正な性教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の趣旨を踏まえた性教育を通し、児童・生徒の性に関する正しい知識習得に努めた。 ・性教育の適正な実施に向け市立小・中学校に性教育の全体計画及び年間指導計画の作成を義務付け、児童・生徒の発達段階に応じた指導を継続。（教育指導課）
<p>取組40 思春期からの性にかかわる健康と妊娠・出産についての意識啓発と情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間に講演会を開催。 ・都内保健所職員対象の母子保健研修で八王子市の取組に関し報告。（男女共同参画課） ・オンラインを活用し「妊婦さん・赤ちゃん親子とのふれあい交流」を市内公立中学35校で実施し、学校関係者の協力を得られた場合は、実会場でふれあい体験を実施。（子どものしあわせ課）
<p>取組41 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時に「親と子の保健バッグ」を配布し、健康に関する情報提供を実施。 ・妊婦面談を受けた市民に「はちベビギフト」「出産応援ギフト」を配布。 ・妊娠期の講座として「パパママクラス」等を実施。 ・産後ケア事業として4類型を実施し、令和5年12月から産前からの申請を可能にし、利用料金の減免を実施。（大横・東浅川・南大沢保健福祉センター） ・子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関として、支援対象児童等の情報共有、支援を実施。（子ども家庭支援センター）

■ 男女共同参画推進審議会委員の意見



■ 今後の方向性



めざす姿3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会	取組事業数
		42件

男女が共に自分らしい生き方を選択でき、あらゆる世代においてワーク・ライフ・バランスが実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会をめざします。

重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり						
指標		平成24年度	平成29年度	現状値 (令和5年度)	目標値	評価
11	理想の生活と現実の生活が一致している人の割合	17.8%	39.3%	43.5% (※1)	50%	B
12	家事を男性・女性両方で平等に担っている人の割合	13.5%	14.9%	21.2% (※2)	40%	B

※1 令和5年（2023年）市政世論調査

※2 LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査

■ 計画改定時の課題

性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を選択するためには、仕事だけでなく家庭生活や地域活動など、個人の時間を持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要である。一人ひとりが各々のライフステージにおいて、自らに合った仕事と家庭生活や地域活動などへのかかわり方を選択していくことが重要である。

ワーク・ライフ・バランスを実現するには、市民がワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるだけでなく、事業者がワーク・ライフ・バランスの重要性を理解し、主体的に労働環境を整えるための取組が必要である。

■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり	
取組42	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進するための意識啓発と情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・父親の育児休業取得促進リーフレットを母子手帳と合わせて配布。 ・ワーク・ライフ・バランスの情報、東京都や都内の区市が開催する講座をホームページで周知。 ・講演会の実施、男女雇用平等セミナーや女性しごと応援キャラバン in 八王子を共催。 (男女共同参画課)
取組43	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進のための関係法規等の周知と意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村が開催する講演会や東京都開催の講座をホームページで周知。(男女共同参画課) ・事業主・人事労務担当者・労働者対象の働く人のための労働法や雇用管理等のセミナーを後援。 ・ウェブサイト「はちおうじ就職ナビ」により企業に対し情報を提供。(産業振興推進課)
取組44	ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍を推進する企業の紹介と支援 <ul style="list-style-type: none"> ・性別を問わず、いきいきと活躍するための取組実施企業をホームページで紹介。 (男女共同参画課) ・子育て応援サイトや子育てガイドブックで子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス支援の取組を紹介。 (子どものしあわせ課) ・公共工事の入札にあたり、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を総合評価方式の対象案件として評価するため、評価項目(選択項目)に「男女共同参画の推進状況」を設定。(契約課)
取組45	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき全所管で取組むべき一覧表の掲示を依頼し、ワーク・ライフ・バランス推進を働きかけた。 (男女共同参画課) ・ワーク・ライフ・バランスの推進目標として「(1)全職員が年次有給休暇を年間13日以上取得する(2)全職員の年間時間外勤務時間数を360時間以内にする」を定め、所管の共通目標とした。 (安全衛生管理課)
取組46	育児休業及び介護休暇制度の周知と取得に向けた職場の環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき「性別によらない職務分担」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」に向けた取組一覧表を作成し全所管に周知。 ・東京都が開催する「育児パパ・ママの就職復帰セミナー」をホームページで周知。 (男女共同参画課) ・市職員の育児休業者復帰支援研修の実施や男性職員の育児休業取得率の向上に努めた。 (労務課)
取組47	男性に対する家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・近隣市が開催する講座をホームページで周知。 (男女共同参画課) ・男性が育児など家庭生活における役割を主体的に果たせるよう、子ども・若者育成支援センターで知識や子どもとのふれあいの機会を提供し、父親の参加を推奨する行事を開催。 (青少年若者課)
取組48	育児に参画するための妊娠期からの講座等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に父親ハンドブックを配付。 ・妊娠期の講座への父親の参加を促進。 ・父親の役割等をパパママクラス等で情報提供。(大横・東浅川・南大沢保健福祉センター)
取組49	地域活動への参画を促すための機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の中心となる人材育成のための講座をはちおうじ志民塾で開催。 ・地域で活動する団体とのマッチングを地域デビューパーティー802において実施。 (協働推進課) ・生涯学習活動の支援に係る259講座や134の出前講座と生涯学習コーディネーターの養成講座を開催。 (学習支援課)

■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

■ 今後の方向性

重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成

指標		平成24年度	平成29年度	現状値 (令和5年度)	目標値	評価
13	保育施設の待機児童数	—	56人 平成30年4月	15人(※1) 令和6年4月	0人	B
14	育児休業制度を利用したかったが できなかった人の割合	13.4%	12.7%	10.2% (※2)	5%	B
15	介護休業制度を利用したかったが できなかった人の割合	12.7%	8.2%	8.6% (※2)	5%	B
参考数値		平成24年度	平成29年度	現状値 (令和5年度)		
都内事業所における女性の平均勤続 年数		8.4年	9.0年	9.2年 (※3)		
市男性職員の育児休業取得率		0%	25.9%	68.8% (※1)		
母子家庭自立支援プログラム件数		—	64人	31人 (※1)		
学童保育所における待機児童数の推 移		—	172人 平成30年4月	0人(※1) 令和6年4月		
保育施設における一時保育実施施設 ※認可保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模 保育及び事業所内保育の5施設の数		19施設	25施設	25施設 (※1)		
ショートステイを実施している事業 所 ※医療施設、小規模多機能型居宅介護を含む		27施設	56施設	62施設 (※1)		

※1 男女共同参画課調べ

※2 LINEにより実施した男女共同参画に関するアンケート調査

※3 令和5年度東京都男女雇用平等参画状況調査

■ 計画改定時の課題

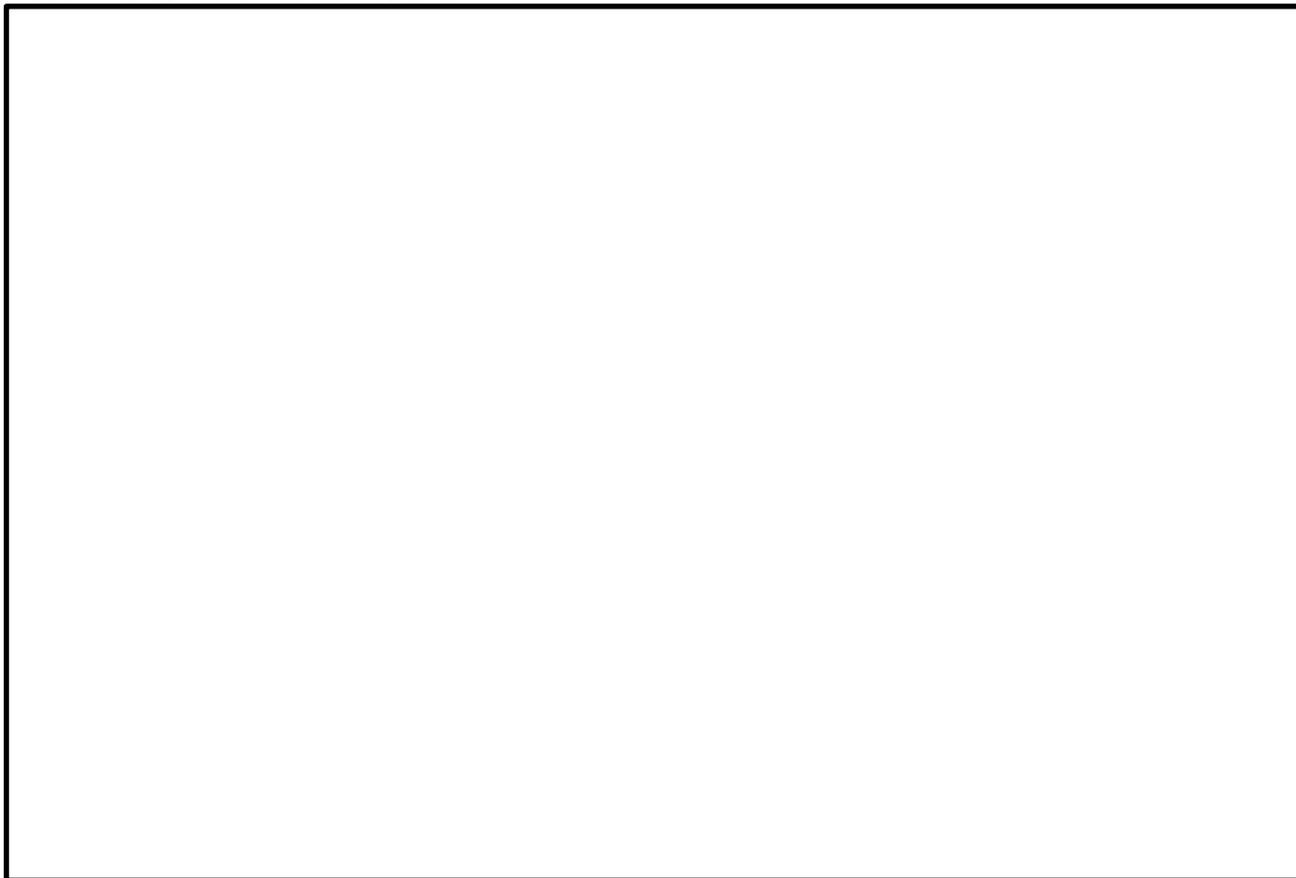
人々の価値観やライフスタイルが多様化し、自らの望むスタイルで生活したいと考える人が増える一方、結婚や出産を機に退職する女性の割合は依然として高く、男性の仕事優先の働き方も続いている。女性の能力が仕事を通じ社会で十分に活かされないことは、女性にとっても社会にとっても大きな損失である。多様な働き方を支援するための取組のうち、子育て支援については、保育施設の待機児童は年々減少するなど、一定の効果も見られるが、女性が出産や子育ての時期に離職することなく、家庭生活と仕事を両立できるよう、子育て支援のさらなる充実が求められている。さらに、近年は仕事と介護の両立が男女ともに大きな課題となっている。今後は、子育て支援とともに介護への支援の充実や、働き続けたい女性が働き続けることができ、キャリアを形成するための環境を整備していくことが必要である。

■ 令和5年度（2023年度）の取組状況

重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成
取組50 保育所等の受け入れ体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園へ移行するため、一部の認可保育所、企業主導型保育所へ施設整備補助を実施。 ・保護者の就労状況に関わらずサービスを提供できるよう、一部の認可保育所、企業主導型保育所が幼保連携型認定こども園に移行。 (子どもの教育・保育推進課)
取組51 障害児保育、一時保育、病児病後児保育の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育、巡回発達相談を実施。 (子どもの教育・保育推進課) ・町田市・相模原市と締結している病児保育事業の広域連携協定を継続し、利用者の利便性向上を図った。 ・「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、民間保育所2園で新たに医療的ケア児の受入れを開始。 (保育幼稚園課)
取組52 ファミリー・サポート・センター事業の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度より子育てひろばで説明会を実施し登録の利便性を図った。 ・提供会員の募集を各種広報媒体により周知。 ・説明会（毎月開催）において緊急性のあるもの、配慮が必要なものは、個別対応や訪問登録を実施。 ・提供会員への講習、フォロー研修等を実施。 (子ども家庭支援センター)
取組53 子どものためのショートステイ、トワイライトステイの充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ、トワイライトステイを実施し、保護者と子どもの生活の安定を図った。 ・ショートステイ養育協力家庭の募集PRを実施。 (子ども家庭支援センター)
取組54 学童保育所等の受け入れ体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設整備、地域の方の協力や学校施設の活用により「学童保育所待機児童ゼロ」を達成。 (放課後児童支援課)
取組55 親子ふれあい広場、親子つどいの広場の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・親子ふれあい広場、つどいの広場にて、地域の乳幼児とその保護者へ遊びや交流の場を提供。 ・専門スタッフを配置し、子育て等の気軽な相談場所として情報提供・相談・助言等を実施。 ・父親向けやプレママ・プレパパ向けの子育て講座等を開催。 (子ども家庭支援センター)
取組56 ひとり親家庭の就労に向けた支援の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が開催する講座をホームページで周知。 (男女共同参画課) ・ひとり親家庭の親に就業・家計専門員による就業相談と就労生活相談窓口による就業支援を実施。 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業において、パソコン講座と各種オンラインセミナー、親子参加型セミナーの開催やテレワーク推進事業を実施。 ・就業に向けた資格取得のため、母子家庭等自立支援給付金事業により自立に向けた支援を実施。 (子育て支援課)
取組57 ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むのに著しく支障のあるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し生活の安定を支援。 ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業を広報、ホームページ、メールマガジンで周知、相談時に事業紹介を実施。 (子育て支援課)
取組58 介護に関する知識の普及
<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者教室の開催を通じた意識づくりの推進、知識や技術の向上を図った。(高齢者福祉課) ・介護に関する理解を深め知識や技術の向上を図るために、「はちおうじの介護保険」パンフレットを事務所や高齢者あんしん相談センターなどに配架し、情報を身近な地域で入手しやすくし、介護保険制度を周知。 (介護保険課)
取組59 高齢者、障害者のためのショートステイ、緊急一時保護の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援ショートステイ事業、緊急一時保護事業の実施、老人福祉法に基づく措置。 (高齢者福祉課) ・介護者の負担軽減に向け、短期入所、認定短期入所、日中一時支援、在宅緊急一時保護、島田療育センター緊急一時保護を活用。 (障害者福祉課)

<p>取組 6 0 自立支援及び介護予防の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所型短期集中予防サービスの利用拡大に向け、サービス提供事業所を 21 に拡大したほか、パンフレット作成、ケアマネジャー対象の勉強会の開催、利用手続き簡便化に向けた検討・調整を実施。 ・通所型短期集中予防サービスの効果向上に向け、リハビリテーション専門職向け研修会等を開催。 ・歯科衛生士会や柔道整復師会等の団体と連携し一般介護予防教室を開催。(高齢者いきいき課) ・介護予防教室の開催による意識づくりの推進と知識や技術の向上を図った。(高齢者福祉課) ・要介護・要支援防止のため、保健福祉センターや地域で講座等を実施。 ・市民や地域サロン等に「八王子けんこう体操」の DVD を配布、貸出。 ・健康づくりサポーターのスキルアップのためフォロー講座を実施。 (大横・東浅川・南大沢保健福祉センター)
<p>取組 6 1 就労支援のための講座等の実施と情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所・産業振興推進課、公益財団法人東京しごと財団と共催した就職支援を開催。(男女共同参画課) ・パートタイムセミナー、パソコン講習会の開催と託児の実施。(産業振興推進課)
<p>取組 6 2 女性の起業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都等が開催する利用者向けセミナーや起業相談の案内をホームページや男女共同参画センターで周知。(男女共同参画課) ・創業支援資金の融資あっ旋を実施。(産業振興推進課)
<p>取組 6 3 八王子しごと情報館での情報提供と就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク八王子と共催した就職支援を開催。(男女共同参画課) ・市ホームページ等を活用したマザーズコーナーの周知、その利用者に対するハローワーク八王子と協働した就職支援。(産業振興推進課)
<p>取組 6 4 女性の就業継続やキャリア形成の促進への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八王子学園都市大学「いちよう塾」での女性の就業支援やキャリア形成を促進するための IT や語学に関する講座等の実施。(学園都市文化課) ・東京都が開催するイベントのホームページでの周知。 ・公共職業安定所・産業振興推進課と共催した就職支援を開催。 ・講演会を開催。(男女共同参画課) ・事業主・人事労務担当者・労働者を対象にした働く人のための労働法や雇用管理等のセミナーを後援。(産業振興推進課)

■ 男女共同参画推進審議会委員の意見

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the input of opinions from the members of the Gender Equality Promotion Council.

■ 今後の方向性

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the input of future directions.

男女共同参画の推進

指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 5 年度)	目標値	評価
16	「男女共同参画」という言葉の認知度	48.9%	55.1%	82.7% (※)	80%	A
17	「男女共同参画センター」を知っている人の割合	16.5%	17.8%	30.3% (※)	40%	B

※ LINE により実施した男女共同参画に関するアンケート調査